

<p style="text-align: center;">JR津田沼駅南口開発の進展に伴う児童増加対応について 地域住民対象説明会 議事録（要約）</p>	
開催日時	平成25年11月28日（木曜） 18:00～19:30
場 所	谷津コミュニティセンター
出席者	市瀬学校教育部参事、小野寺教育総務課長、島本学校教育部主幹、浅野目青少年課長、森野都市整備部主幹

島本主幹 （JR津田沼駅南口開発の進展に伴う児童増加対応について、資料に基づいて説明）

【質疑応答】

質問者 要するに奏の杜 2.2 ヘクタールの谷津近隣公園について、用途変更ができないということを1回目の説明会からずっと聞いているけれども、法的根拠を教えてください。

回答者 法的な根拠を一つ上げるとすると、土地区画整理法において、公園の面積の基準というのが定められている。土地区画整理事業を施行する際には、これだけの公園面積を設けなければならないという基準が定められている。居住することになる人口1人当たり3㎡以上かつ施行地区面積の3%以上という基準が定められており、JR津田沼駅南口の特定土地区画整理事業にこの基準を当てはめる、2.1ヘクタールの公園を設けなければならないということになる。

質問者 公園を運動場に使うという場合も、その法律に違反しないのか。

回答者 公園は、多目的広場、それから芝の広場、芝山とこの3つのブースからなるが、そのうち多目的広場というのが7,000㎡ぐらいである。ここについては、学校教育の一環としてボールなどが使え、多目的広場のままの公園で、要はグラウンドの代替として時間貸しができると確認している。

質問者 だから、どの法律のどの条文でオーケーなのか。

回答者 条文の確認はしていない。

質問者 何故その質問をするかという、谷津小学校のグラウンドと道路の境目から25mまでは4階、5階が建てられるという説明があった。前回の説明では、いやいや2階までしか建てられない、3階は違法でありそれは無理だから、学区変更しなきゃいけないという、学区変更のいっぱい説明してきたじゃないか。我々をだましたのか。

回答者 現行法の中で建てられるとしては2階、許可を得て3階という話をさせていただいた。基本的には、高層が建てられない場所ではあるけれども、今回やろうとする36学級規模の校舎棟が建つのかどうかに関して、その25mのところだけは建てられるということの確認を改めてさせていただいた。

質問者 最初は、奏の杜のマンションの部屋は面積が大きいと考えてきたと。だから、小さい子どもたちを持っているような若い父兄というか、若い人たちは移り住めないで、子どもたちがそんなにあると思っていなかったと。ただし、リーマンショックがあってから、実際にそういう広い面積では売れなくなったと。だから、小さい面積に切り換えたので、若いお父さん、お母さん方も買えるようになり、急に子どもが増えることになったと、そう説明したよね。それは、どの資料を見ると確認できるのか。近隣の住民にとっては、土地区画整理事業をやるときの人口推計が2,800戸7,000人という話は最初から聞いている。そういうことであれば、2,800戸7,000人よりもはるかに小さい数字であったはず。

回答者 開発計画は2,800世帯の7,000人ということである。

回答者 事業部門の担当として少しお話しさせていただく。いわゆる2,800世帯、計画人口7,000人、それで1世帯当たり2.5人という計画の中でJR津田沼駅南口の土地区画整理事業のまちづくりは進められている。現在も計画については変わっていない。アンケートをとったところ、子どもの発生数というのが、何故、当初予測したときよりも増えていったんだろうというのを、何か原因があるんじゃないかということ考えたときに、まず事業がスタートした中間地点、2年後ぐらいか、その時点でリーマンショックが起こったのは皆様も御存じだと思う。そういう中で、事業者の方の考えが、いわゆるマンションの規模を少し小さくしたということがあるのではないかと聞いたことでの発言だというように理解している。

建物全体については、施工地区面積、今7,000人という話と2,800という話、2.5人で御説明したけれども、地区全体の中で、1ヘクタールで

200人というのも計画書には書かれている。1ヘクタール当たり200人ということで、一つずつの街区についての積み上げといたしまして、それについても矛盾がないのか、計画人口に矛盾がないのかという精査もしている。そういった中でのことなので、極端に言えば1世帯当たりが何㎡とか、そこまでの想定ではないところも含めると、今の御質問に明確に御答えするというのは難しいのかなというように思う。

質問者 僕が2,800戸7,000人というのは、広い面積を小さくしたから若い人たちが入ってきたのだとしたら、建物の建坪は減っていったということになる。あなた方の説明の前提条件が違うんじゃないの。

回答者 土地区画整理法の第6条に、国土交通省令で定めるところにより、設計の概要を定めなければならないとある。では、国土交通省令で定めるところによりというのは何かというと、国土交通省令の第9条に、設計の概要の設定に関する基準というのが定められており、この第9条の第6号に、先ほど私が細かく3%だとか3㎡とか説明した内容、2万1,000㎡になった部分の基準を御説明したけれども、第9条の第6号にそれが詳細に書いてある。

質問者 第1案の課題のところ、学校給食センター校への転換の検討という話があったけれども、新しく建築する新校舎には給食室というのをつくる予定がないということか。また、プールとグラウンドについても、建設中は廃止して、近隣公園を利用するとか、プールについても民間施設を検討するということだけれども、そのグラウンドやプールについては、解体後にまた設営されるのか。この地図でいくと、何かグラウンドがすごくいびつな形になってしまうのではないかな。グラウンドとしての形が保たれるのかなというのもちょっと心配だけれども、そこら辺は今の時点で検討されているのか。

回答者 まず、新設校舎に給食調理室が設置されるかどうかという話。今回のこの案1の場合だと、一定程度仮設の校舎とも併用することから、グラウンドの確保ということがあるので、校舎を建替える段階では給食室は設けられないだろうというように考えている。ただ、児童数が落ち着いた段階では、給食室は設けていく必要が出てくるであろうと考えている。

それと、プールについては、現在、習志野市で取り組んでいる公共施設再生計画において、学校施設が核になるという一つの考え方の中では、1校1プールの考え方は転換する必要があるだろうと考えている。そういうことから、この谷津小学校にプールが必要かどうかは、民間等を利用する流れがで

きた段階で見極めていく必要がある。基本的には1校1プールという考え方は、今後とっていかないというように考えていただいでよろしいかと思う。

それと、グラウンドについて。今回お見せしている仮設校舎の配置については、簡単にここでイメージできるような形でしかできていない。来年度の全体計画の中で、できる限りグラウンドとして確保できるような配置計画を検討しなければいけないと考えているので、現時点でどの程度ということについて答えるのは難しい。

質問者 56学級というと相当大規模校になってしまうのではないかなと思う。今、習志野市内がどういう状態かわからないけれども、この大規模校になると、現状でも児童1人当たりの面積が少なかったかと思うが、この後、大規模校になってしまうと、安全面での配慮などはどのようにお考えか。学校教育法とかはよくわからないけれども、大規模校として問題はないのか。

回答者 問題がないわけではない。そういう中であっても、今回の対策にあたっては、この地域を分断することなく一つの敷地の中で、小学校区を編制するということが望ましいということであれば、対策としてできることの中でクリアすることはクリアしていく。

質問者 グラウンドについて、案1の場合、多目的広場を利用するというお話だったが、監視体制、パトロール体制といった方針は既にあるのか。

回答者 授業で使うという中では、監視は、基本的に教職員による対応という形で考えている。ただ、道路横断を行く経路上の安全対策の一定程度の対応ということは考えなきゃならないだろうと考えている。その上で、教職員としてのサポート体制ということの中で、例えば1クラスが運動するといったときには、その相応の教職員という方々がサポートするという、そういう形になるのかなということで考えている。

質問者 プールについて、こちら資料に民間施設利用検討とあるけれども、具体的にどの場所のどのプールをといた候補は既にあるのか。

回答者 東日本大震災で袖ヶ浦地区の学校プールが被災した際に使ったのが、新習志野駅前の国際水泳場である。その際はバスで送迎をするという形の対応をとっているが、そのような行きと帰りの手段等はまたこれから検討しなくてはいけないけれども、これまでの実績の中では、国際水泳場を使ってプール

指導を行ったことがある。

質問者 最後、給食の件だけれども、資料にある学校給食センター方式、つまりこれは外部委託するという解釈でよろしいか。

回答者 習志野市の学校給食は、「給食センター」があり、そこは直接我々と同様の職員が調理をしている。そこから、つくった食材を運搬車両で学校へ運び、そこから受け渡しがあって、学校給食という形で提供されるというのが一つ。あとは学校の校舎棟の中に給食調理室があり、そこで作って給食を提供する「自校式給食」の2つがある。自校給食の場合は、民間の外部委託の調理員さんが来て調理しているという形。谷津小は自校の給食室では、調理室に限界が来てしまうので、ある時点からは学校給食センターで調理して、それを運搬し、谷津小学校の子どもたちに提供する形に切りかえが必要になってくる。

質問者 説明いただいた内容だと、学校給食センター方式でも問題ないように思うが、あたかも今までどおりの自校給食室方式のほうが良いような印象を受ける説明があったけれども、これら2つの利点、あるいは不利点、善し悪し、どういった違いがあるのか。

回答者 給食センターの場合、調理してから2時間以内に配食しているが、やはり自校方式と比較すると、若干冷めるかなという程度の差がある。

質問者 56学級というと、大体1クラス何人なのか。

回答者 1クラスの児童数は、全国的に、1年生、2年生が35人、千葉県の場合は弾力化学級編制措置という形で、3年生から6年生は38人学級という形の中で取り組んでいる。

質問者 では、45人とかそういう人数にはならないと。

回答者 上限というか、法令上40人が限度になっており、その上で千葉県の弾力化を採用した中で38人を上限としている。

質問者 10ページを見ると、うちの孫は結局6年間リースの教室で、グラウンドがなくて、楽しみにしていたお給食もセンターになるのは本当にかわいそう

だと思うけれども、その56学級の2,000人規模になるというのは、仲よし幼稚園の跡地の750世帯は除くけれども、今現在、奏の杜に建設中または今後建つマンションの人数も入っていると考えてよろしいか。

回答者 仲よし幼稚園跡地活用事業の750世帯以外のトータル2,800世帯に生じてくる子どもさん、これらは含めた形で推計をしている。

質問者 これから建設されるマンションに住まわれる方たちの学区を変更するという考えは、もうないということか。

回答者 この谷津と奏の杜の子どもたちの小学校区編制をさせていただくという形の中では、現段階での方向性としては、ここについて通学区域の変更は行わないということで整理させていただいている。

質問者 グラウンドとして谷津近隣公園の一部を利用するとの説明だったが、これは奏の杜の了解みたいなのはとれているのか。公園が近くにあるのを条件で買っている人も多いと思う。ところが、そこが小学校の運動場になるわけだから、反対が出る可能性十分ある。その了解をとれているのか。

回答者 近隣公園は3つのブースに分かれおり、2万2,000㎡あるうちの7,000㎡ある多目的広場を、公園のままグラウンドとして時間貸しさせていただく。土日は、そのまま公園として使っていただくということになっており、また、多目的広場以外の芝山と芝生広場の部分も結構広い。

質問者 2つの案に絞られたというのは、9月、10月に住民説明会をやって、皆の声を拾い上げて、このアンケートの集計をして、この2案に絞るのがいいのではないかというような方向を出したと思う。今回の説明会は、この2つの案でどちらかにどういう反応を示されるかということを確認されているのだろうと思う。結局、みんなの反応を確認するのは、このアンケートになる。このアンケートで、大体どちらかの案が有力だということになっていくのか。

回答者 アンケートと、この場でいただく意見の双方を斟酌させていただく。

質問者 また、どちらの案にしてもすごいお金がかかるよね。習志野の財政からいって大丈夫かなと心配してしまうけれども。30何億とか、要するに下手を

すると50億ぐらいの金がここで出ていくと。習志野市は今、新庁舎の建設をやっているわけだし、あれも随分お金がかかると思う。財政が大変厳しいという辺のことについてどうお考えか。

回答者 財源に関して、その年の一般財源から全部出すというのはなかなか難しいので、小学校一つ建替えるとなると、少なくとも60年間ぐらいは使えるので、その間、補助金の活用や借入れをし、それを平準化するという形で考えている。

質問者 前回の説明会等の中では、学区変更反対という観点でいろいろ伺ってきたが、我が一丁目の町会としても、やはり旧来からの住民として、やっぱり谷津小学校とともに栄えてきた学校から学区を離れるのは納得しがたいということで意見書等も出させていただいた。そういう中で、今回こういう1案、2案と出てきたが、1案については、非常に私どもは評価できると思う。この中で前提条件として、仲よし幼稚園跡地は除くとなっている。これまでの流れからすれば、仲よし幼稚園跡地は向山小学校学区ということになるのかと思われるが、前回は意見が出ている踏切の問題。結構長い距離にもなるわけで、そういう中では、これからいろいろなことを考える必要があると思う。

船橋の例として、学区の中の学校に行けないので、離れたところに持って行くと。その場合には、デベロッパーにバスを用意させて、そこで運んでいるというようなことが新聞記事に載っていた。そういうことも今からならばできるんだろうという気もする。あそこのマンションにどれだけの小さい子が来るのかわからないけれども、やっぱりあそこから向山までずっと歩かせるというのも、いかがなものかなと。今からその辺のことは御検討いただきたい。この9月、10月になってはわかには、ばたばたとこの12月までに結論を出さなきゃいけないということで集められて、説明会があって、さあどうすると何案か出されて、青天の霹靂のごとく我々は、それまでさんざん心配してきたにもかかわらず、ばたばたと話が出てきたわけで、そういう中では今度は時間があるわけだから、事前にちゃんと検討していただきたい。

回答者 仲よし幼稚園跡地は、JR津田沼駅からの都市計画道路がすぐ横を走っており、そこを歩いて津田沼小学校を左に見て階段があるので、そこを使うと、結局は踏切を渡らなくて済むという利点がある。その部分が担保されるということで、外しても大丈夫だということである。

質問者 56学級というのは全国的にどれぐらいあるのかわからないので教えていただきたいのが1点と、それに伴って、通学路。どれぐらいの児童があそこの正門前の辺りを通っていくのかわからないが、そこら辺の安全性をどのように考えているのか教えていただきたい。

回答者 全国的には、仮に56学級になったとすれば、現状の中で例はない。現状、最大は普通学級44学級と把握している。神戸の小学校。船橋の小学校で43学級。

回答者 今のところ、正門前の通りの通学路としての横断歩道が一つあるが、その数であるとかについては、また十分に検討をしなければいけない課題になってくると考えている。

質問者 現在、お子様たちを通わせている方、それからこれから通うであろう方、いずれまた子どもができて谷津小に入る方のことを考えたると、どちらかの案に早急に決めるというのは大変厳しいかなと思う。

やっぱり学級数は増えるけれども、子どもを、5、6年生を一中にやるとか分けることなく、小学校というのは1年から6年までがつながっている学校教育だと思うので、課題については創意工夫してやっていただいて、この谷津小と一中が続いていけたらありがたいなと思っている。

質問者 今後、1校で1プールではなくなるような方向にあるという説明があったが、やっぱり有効利用の点から考えて、プールは1校を要するんじゃないかなと思っている。これから後の世の子どもたちに、孫子の代まで、本当にいい方向に皆様方の知恵をおかりして、ぜひともこの谷津小と一中を何とかいい方向に向かっていくようによろしく願いしたい。

質問者 案2、要は基本案としていた案に対する意見が6ページに出ているが、それに対してほとんど答えてない。案2のメリットを、「中学校と小学校とが一緒になれる」というようなこととしているが、基本的な習志野市の義務教育の理念を聞きたい。

回答者 基本的には、1年生から6年生まで学びの連続という形、幼稚園から小学校、中学校、これは連帯した中で進める、これは当然としての教育理念と考えている。そういう中では、今回の対策が教育理念という部分になかなか当てはめようにも当てはまらないというところは、正直なところはある。

ただ、今回の増加児童に対する一定期間というところでの対策として、御提案をさせていただいており、前回に引き続いて、この分離の案を出しているのは、一つには通学区域は見直さないとしたときに、今の谷津小の敷地の中で 56 学級といわれる推計の学級数を受けとめようという案に対応する形の中で、もう一度比較させていただいて、皆さんから御意見をいただくというのが率直な趣旨である。

質問者 そういうことはわかるんだけども、要するに第1回の説明会で、6ページに書いてあるような意見が出たんだから、今回の説明会では、この意見に対して、どう考えているという習志野市の理念をちゃんと説明してほしい。

質問者 この案2というのは、暫定的というか、有限なのか。緊急処置というか、ずっと未来永劫分校があるというわけではないということの確認が一つ。それから、5、6年を分離するほうが、財政的に費用が安く上がるのかどうか。

回答者 基本的に、今回、分離校舎の設置に当たっては、最終的には第一中学校の老朽化対策、そこで使ってその後解体するという考え方なので、校舎は児童増がおさまればなくなる。有限である。

もう1点は、コスト的な面。これは16ページに記載のとおり、高学年分離校舎にかかる費用として15億かかってくるので、その関係から全面改築と合わせて50数億という形になる。一方、案1の場合については、谷津小にかかる部分での建設コストといったときに45億ということの中では、比較上、建設にかかる概算事業費という中では、案1のほうが安い。

質問者 であれば、案2が出てきたというのは、教育理念というか、習志野市としてもそういう方向に向かっていくのか。

回答者 そういう方向性は今のところない。これは、第1案というのは、ほとんど新しい案になる。前回の1案から7案の中に、この案に近いものは全然なかったことから、この1案と比べて2案については出させていただいた。

質問者 ということは、この1案で市もいこうと考えているのか。

回答者 教育委員会としては、1案でいきたいという考え方はある。

～閉会～